## レジ袋収益金活用基金設置要領

(目的及び設置)

第1条 レジ袋収益金を、容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進等の環境保全活動 及び地域・社会貢献活動に活用するため、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会(以下 「協議会」という。)に、レジ袋収益金活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金)

- 第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業に使用する。
  - (1) 環境保全活動に関する事業
  - (2) 地域・社会貢献活動に関する事業
  - (3) その他必要な事項に関する事業
- 2 基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(組織等)

- 第3条 基金の活用方法を決定するため、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会設置要領第5条の規定に基づき、レジ袋収益金活用部会(以下「部会」という。)を設置する。
- 2 部会は、県民(消費者団体)、事業者(小売業者)及び行政機関からなる別表に掲げる 部会員で組織する。
- 3 部会に監事2名を置き、部会員の互選でこれを定める。

(報告)

第4条 基金の活用方法及び収支決算については、必要に応じ、協議会に報告する。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は、事務局が部会に諮って、定める。

附則

この要領は、平成22年3月25日から施行する。

附則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

## 別表(第3条関係)

分 野	事業者・団体等名
県 民	山口県地域消費者団体連絡協議会
(消費者)	山口県消費者団体連絡協議会
	株式会社イズミ
事業者	生活協同組合コープやまぐち
	株式会社フジ
	マックスバリュ西日本株式会社
	株式会社丸久
市町	下関市
	山口市
	周南市
山口県	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課